


監査報告書

令和7年5月20日

学校法人四徳学園
理事会 御中

学校法人四徳学園

監事 内田 雄治 

監事 北澤 英男 

私たちは、私立学校法第52条第1項に基づき、学校法人四徳学園における令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を実施しました。

監査の結果、業務執行は適切であり、計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書等）並びに財産目録は、適法かつ正確に会計処理が行われており、業務又は財産に関し不正の行為又は法令に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上、監事として監査報告いたします。